

〇茅ヶ崎市社会教育委員条例

昭和25年3月1日

条例第37号

注 平成10年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(平26条例26・追加)

(委嘱の基準)

第2条 法第18条の規定により条例で定める委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから委嘱することとする。

(平26条例26・追加)

(定数)

第3条 法第18条の規定により条例で定める委員の定数は、10人とする。

(平10条例45・一部改正、平26条例26・旧第1条繰下・一部改正)

(任期等)

第4条 法第18条の規定により条例で定める委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、特別の事由のあるときは、委員を解属することができる。

(平10条例45・一部改正、平26条例26・旧第2条繰下・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平10条例45・一部改正、平26条例26・旧第3条繰下・一部改正)

附 則

1 この条例は、昭和25年4月1日から施行する。

2 本市に教育委員会が設置せられるまでの間この条例中「教育委員会」とあるは「市長」と読みかえるものとする。

附 則(昭和29年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則(昭和30年条例第3号)

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年条例第14号)

1 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

2 改正後の旅費は、この条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和34年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第45号)抄

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第26号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市社会教育委員条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第37号）第5条の規定に基づき、茅ヶ崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26教委規則3・一部改正)

(議長及び副議長)

第2条 会議運営のため、委員の互選により議長1人、副議長1人を置く。

2 議長は、会議を主宰する。

3 副議長は、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平28教委規則2・一部改正)

(会議)

第3条 会議は、教育長が招集する。

2 会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、毎年2月及び4月に招集し、臨時会は、必要に応じて招集する。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平28教委規則2・一部改正)

(意見の聴取等)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係機関に資料の提出を求めることができる。

(平28教委規則2・全改)

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育推進部社会教育課において処理する。

(平28教委規則2・全改)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議で諮って定める。

(平28教委規則2・一部改正)

附 則

この規則は、昭和36年11月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。